

四日市市空き家取得活用補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、空き家の有効活用を図るとともに、市内への住み替えや定住の促進を図ることを目的に予算の範囲内において空き家のリフォーム工事にかかる費用を助成することに関し、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する一戸建ての専用住宅又は併用住宅であり、居住又は使用していたものであり、売買契約時点、第7条の規定による申請の時点又は転居日の直前のいずれかの時点において居住又は使用していないものをいう。ただし、同一敷地内に複数の住宅が存在する場合はそれらを1つの空き家とみなす。
- (2) 市外からの転入者 空き家を取得し、本市に転入した者
- (3) 市内の賃貸住宅からの転居者 空き家を取得し、市内の賃貸住宅から転居した者
- (4) リフォーム工事 空き家の機能若しくは性能を維持し、又は向上させるために行う改修、増築に係る工事をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 売買契約の締結により空き家を取得した者で、所有者として登記されていること。ただし、法人を除くものとする。
- (2) 第7条の規定による申請の時点において、空き家を取得して1年を経過していないこと。
- (3) 市外からの転入者又は市内の賃貸住宅からの転居者であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 地域活動に積極的に参加しようとする意思があること。
- (7) 補助金の交付後、補助対象の空き家に3年以上定住する意思があること。

（補助対象の空き家）

第4条 補助金の交付対象となる空き家は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 市内に存在するものであること。ただし、市街化調整区域に存在するものにおいては、原則として都市計画法に基づく許可を受けたものが居住するものであること。

(2) 補助金の交付申請年度内にリフォーム工事が完了すること。

(3) 四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第161号）による補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、リフォーム工事に要する費用が50万円以上である工事とする。

2 次に掲げる工事は、補助対象工事としない。

(1) 住宅以外の用途に供する工事

(2) 建物でない外構工事

(3) 容易に取り外しができるものを設置する工事

(4) 建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事

(5) 市等の他の補助制度を利用する工事

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める工事

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、50万円を限度とする。

2 立地適正化計画に定める居住誘導区域又は地区空き家等活用計画を策定した地区内の空き家を取得した場合は、前項で算出した補助金の額に10万円を加算するものとする。

3 補助金の交付は、同一空き家に対し、1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、四日市市空き家取得活用補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、補助対象工事の契約前に市長に提出しなければならない。

(1) 前住地が記載された空き家に居住する世帯全員の住民票（発行日から3月以内のもの）

(2) 空き家に居住する世帯全員の市税の滞納がないことの証明書（発行日から3月

以内のもの)

- (3) 前住地が市内の場合は、賃貸住宅からの転居者であることがわかる書類
- (4) 売買契約書の写し
- (5) 補助対象の住宅空き家が居住又は使用されていたことがわかる書類
- (6) 取得した空き家等に係る登記が完了したことがわかる書類
- (7) 工事見積書の写し等工事内容・工事費がわかる書類
- (8) 市街化調整区域において空き家を取得し、居住する場合は、都市計画法に基づく許可を受けていることがわかる書類（許可不要の場合を除く）
- (9) 誓約書
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、交付を決定し、四日市市空き家取得活用補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

（補助金交付変更の申請等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、リフォーム工事の内容、経費の配分その他事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又はリフォーム工事を中止しようとするときは、あらかじめ四日市市空き家取得活用補助金交付変更・中止申請書(第3号様式)にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の補助金交付変更・中止申請書を受理したときは、申請内容を審査し、適当と認めたときは、第8条による決定を変更又は中止し、四日市市空き家取得活用補助金交付変更・中止決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知する。

（認定及び決定の取消等）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補

助金が既に交付されているときは、市長は、期限を定め、補助事業者はその全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 第3条及び第4条に規定する補助金の交付要件を喪失したとき。
- (2) 四日市市補助金等交付規則、この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 補助事業に関する申請、報告、施工等について不正な行為があったとき。
- (6) 転勤などを除く自己の都合により、補助金の交付から3年以内に、補助対象の空き家から転居したとき。
- (7) その他補助金の使用が不適切であると市長が認めたとき。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、四日市市空き家取得活用補助金実績報告書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) リフォーム工事に要した費用にかかる工事代金請求明細書及び支払額を証する領収書の写し
- (3) 施工箇所にかかる施工前、施工中及び完了後の写真
- (4) 建築確認申請を要するリフォーム工事を行う場合は、検査済証の写し
- (5) 空き家に居住する世帯全員の住民票の写し(交付申請時点に取得した空き家に居住していない場合に限る)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、第11条の規定による実績報告書を受理した場合において、その内容を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、四日市市空き家取得活用補助金交付確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に、四日市市空き家取得活用補助金支払請求書（第7号様式）により、市長に補助金の交

付を請求するものとする。

（関係書類の整備）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を整備して、当該補助事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長が実施する検査に協力しなければならない。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が、前各項の規定に従わない場合は、補助金を返還させることができる。

（補助金の評価）

第15条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止、その他適切な措置を講じるものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

（都市整備部都市計画課）